

## 提出書類チェックリスト [ 申請(事前審査なし) ]

資料④

書類の綴り方は下のとおりです。

ホチキス留め 穴あけ 紐綴じは、ご遠慮ください。

<input type="checkbox"/>		補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>		1通提出 副本(写し) 1通は申請者で保管
<input type="checkbox"/>	1	委任状、建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し(初回申請時のみ)
<input type="checkbox"/>	2	木材使用明細書兼合法木材証明書(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	3-1	合法木材供給事業者名簿 注) 基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごと
<input type="checkbox"/>	3-2	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注) 合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要
<input type="checkbox"/>	4	県内産JAS製品と確認出来る納品書及び写真 注) 県内産JAS製品補助を受ける場合
<input type="checkbox"/>	5	国、市町村が実施する他事業と併用する場合は補助対象経費が確認可能な内訳書 注) 地域材利用が条件となっている場合は、木材購入費の明細を添付
<input type="checkbox"/>	6	含水率検査の実施写真(1枚) 注) その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること(参考:写真の撮り方)
<input type="checkbox"/>	7	検査済証の写し、または、建築工事届済証明書 ※建築確認申請後に計画変更を行っている場合は、当初の確認済証も添付
<input type="checkbox"/>	8	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書 (リフォームの場合は不要)
<input type="checkbox"/>	9	工事完了報告書写し(リフォーム工事のみ、新築工事は不要) 注) 当該住宅の建築地と引渡日が記載されていること
<input type="checkbox"/>	10	長期優良住宅認定通知書の写し 注) 長期優良住宅加算を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	11	補助対象とする各部位の施工状況写真(リフォームの場合は施工前・中を数枚) (参考:写真の撮り方) 注) 写真のない部位は補助の対象外となります
<input type="checkbox"/>	12	完成写真(外観2枚以上 リフォームの場合は外観2枚以上と内観数枚)
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表
<input type="checkbox"/>	13-2	内装材対象部分全てがわかる写真 注) 内装材の補助を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	14	子育て加算を受ける場合、第2子がいる世帯であることを確認できる書類 注) 申請日までに出生していること
<input type="checkbox"/>	15	申請者名義の通帳写し 注) 名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること
<input type="checkbox"/>	16	納期限の到来した県税の全税目の納税証明書 注) 申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの。県外在住等で県税の納税義務がない場合は、申立書
<input type="checkbox"/>	17	設計図(付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図)

- ・申請期限は引渡日から1ヶ月以内もしくは申込年度の3月15日のいずれか早い日。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。
- ・含水率検査の実施写真、施工状況写真、内装材対象部分写真いずれも写真の不足があった場合は、補助できないことがあります。

提出書類チェックリスト [ 申請(事前審査あり) ]

資料④

書類の綴り方は下のとおりです。

ホチキス留め 穴あけ 紐綴じは、ご遠慮ください。

<input type="checkbox"/>		補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>		1通提出 副本(写し) 1通は申請者で保管
<input type="checkbox"/>	1	委任状、建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し(初回申請時のみ)
<input type="checkbox"/>	2	木材使用明細書兼合法木材証明書(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	3-1	合法木材供給事業者名簿 注) 基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごと
<input type="checkbox"/>	3-2	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注) 合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要
<input type="checkbox"/>	4	県内産 J A S 製品と確認出来る納品書及び写真 注) 県内産 JAS 製品補助を受ける場合
<input type="checkbox"/>	5	国、市町村が実施する他事業と併用する場合は補助対象経費が確認可能な内訳書 注) 地域材利用が条件となっている場合は、木材購入費の明細を添付
<input type="checkbox"/>	6	含水率検査の実施写真(1枚) 注) その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること(参考:写真の撮り方)
<input type="checkbox"/>	7	検査済証の写し、または、建築工事届済証明書 ※建築確認申請後に計画変更を行っている場合は、当初の確認済証も添付
<input type="checkbox"/>	8	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書 (リフォームの場合は不要)
<input type="checkbox"/>	9	工事完了報告書写し(リフォーム工事のみ、新築工事は不要) 注) 当該住宅の建築地と引渡日が記載されていること
<input type="checkbox"/>	10	長期優良住宅認定通知書の写し 注) 長期優良住宅加算を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	12	完成写真(外観2枚以上 <u>リフォームの場合は外観2枚以上と内観数枚</u> )
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表 注) 内装材の補助を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	14	子育て加算を受ける場合、第2子がいる世帯であることを確認できる書類 注) 申請日までに出生していること
<input type="checkbox"/>	15	申請者名義の通帳写し 注) 名義人の刀がナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること
<input type="checkbox"/>	16	納期限の到来した県税の全税目の納税証明書 注) 申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの。県外在住等で県税の納税義務がない場合は、申立書

事前審査書類一式

<input type="checkbox"/>		事前審査表(審査機関の印あり)
<input type="checkbox"/>	17	設計図(付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図)
<input type="checkbox"/>	2'	木材使用明細書兼合法木材証明書(写し)(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	11	補助対象とする各部位の施工状況写真(リフォームの場合は <u>施工前・中を数枚</u> ) (参考:写真の撮り方) 注) 写真のない部位は補助の対象外となります
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表
	13-2	内装材対象部分全てがわかる写真 注) 内装材の補助を受ける場合のみ

- ・申請期限は引渡日から1ヶ月以内もしくは申込年度の3月15日のいずれか早い日。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。
- ・含水率検査の実施写真、施工状況写真、内装材対象部分写真いずれも写真の不足があった場合は、補助できないことがあります。